

クルーズ船寄港時における物販出店取扱要項

1 概要

富山新港におけるクルーズ船寄港時のおもてなし活動として、クルーズ船客や来場者に対して、海王岸壁等で物産販売等を行うもの。

2 出店日

クルーズ船寄港時。

入港		出港		船舶概要			出店 スペース
入港日	入港 時間	出港日	出港時 間	船名	船社	総トン 数	
9/21 (月・祝)	8:00	9/21 (月・祝)	16:00	アザマラ・ パシュート	アザマラ・ クラブ・ クルーズ	30,277	海王岸壁

3 出店要件等

(1) 出店者資格

- ・趣旨に賛同し、積極的に運営協力できる事業者（法人及び個人）であること。
- ・事業者等の代表者・関係者（従業者含む）が、暴力団関係者でないこと。

(2) 出店可能品目

出店可能品目は、次の要件を満たすものとする。

- ・射水市や富山県の魅力をPRできる物産であること
 - ・説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
 - ・各種法令、条例等に違反しない品目であること。
 - ・公序良俗に反しない品目であること。
 - ・出店者の責任において、自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
 - ・危険物や破損品でないこと。腐敗又は悪臭の恐れのない品目であること。
- ※検疫・防疫及びクルーズ船側の規則等により、船内に持ち込めない品目がある場合があります。

4 出店料

無料。

ただし、テント等の実費負担をお願いする場合があります。

5 出店募集

申請書よりお申し込みください。

6 出店者決定

登録された事業者から、事務局にて総合的に判断し、選定します。

富山新港港湾振興会の会員を優先して選定します。

また、出店スペース等の調整や岸壁の管理上出店を断る場合があります。

7 留意事項

(1) 全般

- ・ 寄港時間の変更及び欠航によりかかった経費の補償はしません。
- ・ 出店エリア及び各店舗の位置関係については、事務局・船社及び旅行会社の要望を優先します。
- ・ 搬入出は寄港当日に行ってください。
- ・ 発生したゴミは、各自持ち帰ってください。
- ・ 売上金、商品、つり銭等は自己管理してください。
- ・ 誘導員の指示に従わない場合は、即時退場を求める場合があります。
- ・ 人身、物損、盗難等の事故に関して、事務局は一切の責任を負わないものとしします。
- ・ 販売した飲食物により食中毒又は伝染病、その他事故が発生したときは出店者が責任を持って対応してください。
- ・ クレームを含む来客者等への対応は出店者が責任を持って行ってください。
- ・ 出店場所に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を遵守してください。
- ・ 当該物販に関するアンケートを行う場合は回答してください。
- ・ 出店に際し、お客様・他の出店者などに対し迷惑のかかる行為（勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと事務局が判断した場合、当要項に定める内容に反する行為を行った場合は、出店中止及び出店取消の申し入れを行うことがあります。また、出店者はこれに従うものとしします。
- ・ 各種手続きについては出店者で行ってください。

(2) 販売上の注意

- ・外国客船の乗客・乗員の多くが外国人の予定です。販売物には日本語と外国語（英語など）で品名及び値札（税込）を付けておくことをお勧めします。商品説明も英語など外国語表記のものを用意しておくことをお勧めします。
- ・宗教などの理由により、肉、卵、魚介等の食材（アルコール、調味料や調理法等も）に制限がある方がいます。食品については使用食材等を表示することをお勧めします。
- ・乗客・乗員用の決済方法は、キャッシュレス決済（QRコードではなくクレジットカード）をお勧めします。
- ・「家庭用品品質表示法」、「食品表示法」、「JAS法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守してください

上記のほか、出店者決定後に追加で対応等を依頼する場合があります。

8 問合せ先

富山新港港湾振興会（射水市河川・港湾課内）
〒939-0292 射水市小島703番地
TEL：(0766) 51-6684
E-mail：kasen-kouwan@city.imizu.lg.jp